男鹿市週休2日制工事に関する運用

男鹿市週休2日制工事実施要綱(以下「要綱」という。)における、本市における運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係(定義)

- 1 要綱第2条(3)の「作業」には、現場事務所等での当該週休2日制工事に係る事務作業を含むものとする。
- 2 要綱第2条(6)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - ① 工事製作がある場合は、本工事の工事製作のみが行われている期間
 - ② 工事全体を一時中止している期間
 - ③ 施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
 - ④ 余裕期間設定工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係(休日)

- 1 発注者は、受注者に対し、毎月の履行報告書(様式1-1)に勤務状況確認表(様式1-2)を添付して提出させるものとする。最終月においては工事完成届とともに提出するものとする。
- 2 要綱第3条第2項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。
 - ① 休日作業日の同一の1週間で確保することを原則とする。
 - ② 降雨時、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の後の週で当該休日作業日の振替休日を確保した場合においても準完全週休2日と認める。
 - ③ ①及び②による場合、事前協議済みの振替休日について、休日作業日が属する週の後の週 の期間内に取得する場合に限り、再協議による振替休日の変更を認める。
- 3 要綱第3条第2項の「別に定める期間」とは、要綱第2条関係(定義)2①から④までの期間とする。

要綱第4条関係(週休2日制工事の指定等)

- 1 次のいずれかに該当する工事は、当面の間、対象外とする。
 - ① 災害復旧工事
 - ② 河川協議等の関係機関との協議により、工程上の制約がある工事
 - ③ 予定工期が4週間未満の工事、又は製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事
 - ④ 設計額が130万円未満の工事
- 2 その他の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 特記仕様書及び現場説明書に別記1のとおり記載するものとする。
- 3 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2 日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課 長が判断した場合とする。

別記1

特記仕様書	週休2日制工事の実施については、「男鹿市週休2日制工事実施要綱」及び「男
	鹿市週休2日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。
現場説明書	その他の条件は次のとおりです。
(条件明示)	・本工事は労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費及び現場管理費に4週8休
	以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。
	・工期内において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精
	算変更時に上記経費の補正を見直します。4週6休に満たない場合は、補正な
	しとする減額変更を行います。

要綱第5条関係(工事成績評定)

「受注者の責によらない理由」とは、特殊な事情により工事完成を優先させたもの、災害等に 起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるものとする。

要綱第6条関係(工期変更)

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものと する。

要綱第7条関係(工事費の積算)

土木工事における工事費の積算

- 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。
- (1) 発注時

4週8休以上の現場閉所達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じる ものとする。

(2)精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。

- (3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。
- (4) 市場単価の補正係数は別表2による。

(別表1) 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	準完全週休2日 完全週休2日				
労務費		1.01	1.03	.03 1.05					
機械経費(賃料)	補正なし	1.01	1.03	1.0	04				
共通仮設費率	(制圧なり	1.02	1.03	1.0	04				
現場管理費率		1.03	1.04	1.0	06				
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5	%以上				

(別表2) 土木工事における市場単価の補正係数

(別表2) 工水工事における市場単価 名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 準完全週休2日 完全週休2日
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
	設置	1.00	1.01	1.02
インターロッキングブロックエ 		1.01	1.03	1.05
	設置	1.00	1.01	1.01
防護柵設置工(ガードレール) 	撤去	1.01	1.03	1.05
	設置	1.00	1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ) 	撤去	1.01	1.03	1.05
C	設置	1.01	1.03	1.04
防護柵設置工(横断·転落防止柵) 	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防止柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
担始惊诫改臣上 	撤去·移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
追陷的属物故直工	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
 道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮縦手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.01
グルービングエ		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェットエ)		1.00	1.01	1.01

営繕工事における工事費の補正係数の積算

1 営繕工事における工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準ずるものとし、以下のとおりとする。

(1) 発注時

4週8休以上の現場閉所達成を前提とした労務費に補正係数1.05を乗じるものとする。

(2) 工事完成時

現場閉所の達成状況を確認後、その達成状況に応じて、次の別表3に掲げる補正係数を乗じて減額変更する。

(別表3) 営繕工事における労務費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週8休以上	準完全週休2日 完全週休2日	
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.0	05
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5	%以上

2 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準ずるものとする。

農業農村整備工事における工事費の積算

1 現場閉所の状況に応じた直接工事費及び間接工事費の補正については、「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備用」に準ずるものとし、以下のとおりとする。

(1) 発注時

4週8休以上の現場閉所達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じる ものとする。

(2) 精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見 直しを行うものとする。

- (3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表4による。
- (4) 市場単価の補正係数は別表5による。

(別表4) 農業農村整備工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	準完全週休2日 完全週休2日		
労務費		1.01	1.03	1.0	05		
機械経費(賃料)	補正なし	1.01	1.03	1.0	04		
共通仮設費率	無正なし	1.02	1.03	1.04			
現場管理費率		1.05	1.07	1.0	09		
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5	%以上		

(別表5) 農業農村整備工事における市場単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 準完全週休2日 完全週休2日
鉄筋工(大径鉄筋を含む)		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.02	1.04
 防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
別設備改直工(カートレール)	撤去	1.01	1.03	1.05
 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防止柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
世后代·	撤去·移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
担的的局份改造工	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮縦手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02

要綱第9条関係(その他)

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事(新設及び修繕・補修)については、「I. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準(案)による場合」により工期設定を行 うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

工事履行報告書

工事名	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
日 付	令和 年 月 日(月分)
月別	予定工程 % () は工程変更後 実施工程 % 備考
	休日数: 日 休日に現場閉所した日数: 日
	休日数: 日 休日に現場閉所した日数: 日
	休日数: 日 休日に現場閉所した日数: 日

(記事欄)

工期内の日数 89日 (30日+30日+29日) 現場閉所を行った日数 28日 (11日+8日+9日)

○現場閉所率 28/89=31.46…% ≧ 28.5%(4週8休以上)

実工期(別に定める期間を除く。)の休日数:11+8+9=28日

休日に現場閉所をした日数: 10+7+8=25日

○実工期の休日数に対する休日に現場閉所した日数の割合

25/28=89.3% :100% (完全週休2日制)

:50%以上100%未満(準完全週休2日※)

※全ての振替休日を休日作業日が属する週及びその後の週の期間内に取得している場合に限る。

主任 監督員	監督員		現場 代理人	主任 (監理 技術:

			<u> </u>	I	I	1		1	<u> </u>		l	<u> </u>	1	l	I	I	l		I	l			7				
			現場			16	15	14	13	12	11	10	9	∞	7	6	5	4	ω	2	1	月分	H				
			現場閉所を実施した日数	工期内日数	振替日	0.		1,1	8					3.0	7	0.	01	<u></u>								勤務状況確認表	
																						<u>}</u>					
																						2 *					
																						₩ %]				
																						4 金					
																						H 5	4				
																						H 6					
																						7 月	-				
																						8	-				
																						9 水 7	-				
																						10 1 木 g	-				
																						11 12 金 土					
																						2 13 上 日	1				
																						3 14 1 月	-				
																						4 1 5 1 火	工期:令和				
*	•	\circ		31																		5 16 : 水					
*	白	账																				5 17 **	4				
休 暇日	他工事の	当該工事(か 18	1				
	10/	.事の																				19 ±		車			
	作業日	の作業日																				20 H	ш	£0]			
	Ш	747K III																				21 月)	開開			
																						22 火	} }	任の監理(主任)技術者			
																						23 水	令和	色	現場代理人	AK	
対象	車車	*																				24 木		技	代理	社	
対象外期間	前協請	<u>f</u>																				25 金	件	并	\succeq	₩	
判問	養浴。	小小																				26 ±					
	事前協議済みの現場閉所日	休日 (赤字は祝日)																				27 H		\triangleright	>	\bigcirc	
	現場																					28 月		\triangleright	* * *	○○建設(株)	
	開房																					29 火]	\triangleright		数(技	
	П,																					30 水]			71	
																						31 *					

₹±\ 1 --